

木材産業の構造改革を推進する事業（拡充）

【平成19年度概算決定額 165,045（167,207）千円】

事業のポイント

木材産業の構造改革の更なる推進のため、製材施設等が経営の多角化等を図るために実施する設備導入等に対して利子助成を実施するための資金を造成します。

（木材産業をめぐる状況）

- ・ 平成17年の木材の自給率が7年振りに2割台に回復しました。
- ・ 平成17年の全製材工場数9,011のうち、出力75kw以下の小規模な製材工場数が6,189で約7割を占めています。
- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律の制定により、10年間の瑕疵担保保証期間が義務付けられたことから、品質・性能の明確な木材製品へのニーズが高まっている中で、地域材及びその製品の供給は、需要者ニーズに十分対応できていない状況にあります。

政策目標

利子助成やリース料への助成等により製材加工施設等を導入し、製品の高付加価値化を図り、本事業を実施する製材工場等の地域材利用量を5年間で10万m³増加させます。

<内容>

1. 木材産業の体質強化等のための利子助成に必要な資金の造成
経営の多角化等を図る設備導入等に必要な資金の借入れに対して、利子助成を行うために必要な資金を造成します。 【補助率1/2】
2. 木材供給高度化設備のリース導入に対する助成
 - ① 製材業、木材販売業等を営む企業が、機械設備をリースにより導入する場合、そのリース料の一部を助成します。 【定額】
 - ② (財)日本木材総合情報センターが行うリース料助成の経過措置事業に対し、必要な経費を助成します。 【定額】
3. ラベリング木材の普及
原産地等に対する消費者の関心の高まりに対応するため、原産地、樹種等のラベリング（情報表示）の推進等に関する普及活動を実施します。 【定額】
4. 木材チップの利用・供給体制の整備
チップの安定供給体制の構築のための指針を作成し、安定供給に向けた協定締結を促進します。 【定額】

<事業実施主体>

- 1 及び 2-① 全国木材協同組合連合会
- 2-② (財)日本木材総合情報センター
- 3 及び 4 民間団体

<事業実施期間>

- 1 平成19年度～23年度（5年間）
- 2-① 平成18年度～20年度（3年間） ② 平成19年度～21年度（3年間）
- 3 平成17年度～19年度（3年間）
- 4 平成19年度（1年間）

[担当課：林野庁木材産業課]